

倫理綱領

私たちの責務は、障害のある子ども(及びその家族)の願いに寄り添い、一人の人間としての尊厳が守られ、豊かな暮らしをおくれるよう、療育を通して支援していくことです。

私たちは、放課後等デイサービスの職員としての職務を遂行するにあたり、自らの役割と使命を自覚するとともに、とるべき行動や考え方の基準として倫理綱領を定め私たちの規範とします。

1. 人権の擁護

私たちは、子どもたち一人ひとりの人権を擁護する立場を自覚し、いかなる虐待、差別、人権侵害も許さず、これらを黙認しません。

2. 生命の尊厳

私たちは、子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、人としての尊厳を尊重します。

3. 個性、主体性、自己決定の尊重

私たちは、子どもたち一人ひとりが自ら選択、決定したことを実現できるよう支援を行い、その個性や主体性を尊重し、自己決定できるような支援に努めます。

4. 社会参加の促進

私たちは、地域市民や関係機関との連携を図り、子どもたち一人ひとり及び家族が孤立せず、豊かな生活がおくれるように支援します。

5. 専門性と人間性の向上

私たちは、子どもたち一人ひとりへの適切な支援を行うために、自らの専門性、人間性を高め、常に努力を重ね自己研鑽に努めます。

6. 家族との関係

私たちは、子どもたち一人ひとりの支援方針について家族と協議し、信頼を得られるよう相互理解のもとでの支援に努めます。また、家族の人権、プライバシーの保護に配慮します。

7. 最善の利益の保障

私たちは、いかなる時も子どもたち一人ひとりにとって最善の利益が何であるかを常に考えそれを保証することに努めます。